

令和 8 年 度

入 学 案 内



島根県立安来高等学校

募 集 要 項

1 求める生徒像

「きびしく・高く・美しく」を追求できる生徒

- 自ら学ぶ意欲と姿勢を持ち努力し続けることができる生徒
- 学業と諸活動に積極的に取り組み両立を目指すことができる生徒
- 他者と協調して豊かな情操を身につけることができる生徒

2 入 学 定 員

普 通 科 160 名（4 学級）

3 総合入学者選抜（総合選抜）

A 募 集 人 員

本校の入学定員（160 名）の 40％程度とする。

B 出願資格・要件

原則として、令和 8 年 3 月に中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者で、かつ、次の（i）から（iv）に該当する者とする。

- （i）本校を志望する動機や理由が明確で適切であること。
- （ii）本校に適性、興味及び関心を有すること。
- （iii）合格内定した場合、入学の意思が確実であること。
- （iv）次の（1）～（3）の全てに該当する者
 - （1）基本的な生活習慣が確立している者
 - （2）基本的な学習習慣と学力が身についている者
 - （3）次の（ア）～（ウ）のいずれかに該当する者
 - （ア）【学業】学習成績が優秀であり、入学後も本校の教育活動に意欲的に取り組むことができる。
（国語、社会、数学、理科、英語の 5 教科全体の評定平均が概ね 4.0 以上）
 - （イ）【部活動等】部活動等（クラブチーム等を含む）において顕著な実績又は優れた技能を有し、かつ入学後もその能力を活かして部活動等に取り組むことができる。
 - （ウ）【やすぎ追求型】本校入学後、生徒会活動、探究活動、地域活動等、又は本校の特徴的な教育活動（DXハイスクール事業、安来地域と連携した探究学習等）に主体的に取り組むことができる。かつ、普通科高校で学ぶための基礎学力を有する。（全教科の評定平均が概ね 3.0 以上）

C 出願について

(1) 出願手続

ア 志願者は、次に掲げるものを、卒業する見込み又は修了する見込みの中学校等の校長を経由して、所定の出願期間内に安来高等学校長に提出する。

提出する書類等	提出方法	備考
入学願書 (様式第1号の2)	インターネット 出願システム	必要な情報の登録を持って提出とする。
顔写真		無帽・無背景・正面、縦4：横3の比率で志願者本人を鮮明に識別できるものとする。なお、6か月以内に撮影したものとし、デジタル加工は一切加えないこと。(白黒・カラー写真の別は問わない)
志望理由書 (様式第5号又は様式第5号の2)		様式第5号又は様式第5号の2により作成し、アップロードする。
活動申告書 ※【部活動等】 【やすぎ追求型】のみ	中学校等の校長を経由して、郵送又は持ち込み	・本校 HP よりダウンロード可。 ・【学業】の出願者は提出不要。 ・手書きでも、パソコン等による入力でもよい。ただし、志願者氏名は自署とする。
その他志願者が出願にあたって必要な書類		・島根県公立高等学校入学志願承認願(様式第9号)及び添付書類(保護者が県外に居住する場合又は出身中学校等が県外の場合)。 ・自己申告書(様式第14号) 等

イ 中学校等の校長は、次に掲げるものを、所定の出願期間内に安来高等学校長に提出する。

提出する書類等	提出方法	備考
個人調査報告書 (様式第2号)	インターネット 出願システム	必要な情報の登録を持って提出とする。
学習成績・特別活動の記録等概要表 (様式第3号)		・中学校等1校につき1部を様式第3号により作成し、アップロードする。 ・総合選抜又はスポーツ特別選抜のいずれかで提出すればよい。
公立高等学校入学者選拔出願者名簿 (様式第4号)		・中学校等1校につき1部を様式第4号により作成し、アップロードする。 ・選抜区分ごとに作成する。
活動申告書 ※【部活動等】 【やすぎ追求型】のみ	中学校等の校長を経由して、郵送又は持ち込み	志願者から提出のあった書類等を取りまとめて提出する。
その他志願者が出願にあたって必要な書類		・島根県公立高等学校入学志願承認願(様式第9号)及び添付書類・自己申告書(様式第14号) 等

ウ 志願者は、インターネット出願システムを通じて、受検料2,200円を納付する。

(2) 出願及び関係書類提出期間

ア インターネット出願システムにより提出する書類

令和8年1月7日(水) 0時(午前0時) から1月9日(金)17時までとする。

イ アによらない書類

令和8年1月7日(水)から1月9日(金)17時までとする。

持込みの場合：3日間とも9時から17時まで

郵送の場合：1月9日(金)17時以降に届いたものについては、1月8日(木)までの消印があるものに限り受け付ける。

(3) その他

ア いったん受理した入学願書、添付書類等及び受検料は返還しない。

イ 総合選抜とスポーツ特別選抜は同時に出願することはできない。

ウ 必要な書類を郵送により送付・提出する場合は、原則として **簡易書留** とする。また、封筒の表に「**入学者選抜関係書類在中**」と朱書する。

D 保護者が県外に居住する場合の出願

保護者が県外に居住し、下のア、イに該当する場合は、島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第9号）に次の書類を添付して、入学願書とともに、出身中学校等の校長を経由して安来高等学校長に提出すること。

ア 保護者の転勤等による一家転住等、正当と認められる理由のある場合

（i）保護者の転勤などによる転住の場合

① 保護者の所属長の証明書又は事情を証明するに足る資料

② 島根県内の居住地がわかる資料

（ii）保護者が既に県内に居住している場合

① 保護者の住民票

イ 県内に居住している確かな身元引受人のある場合

（i）志願者の親族の場合

① 身元引受人の承諾証明書（様式自由）

② 志願者又は保護者と身元引受人との関係を示す民生児童委員の証明又はその他それを証明する書類（いずれも、様式自由）

③ 身元引受人の住民票

（ii）親族以外で安来高等学校長が認めた場合

※安来高等学校までお問い合わせください。

E 受検票の交付

出願者は次の期間に、各自でインターネット出願システムから受検票を印刷し、検査当日に持参する。

受検票交付期間：令和8年1月16日(金)から1月20日(火)

F 選 抜 方 法

受検者が願書に記載した出願要件により、次の選抜検査を行う。

【学業】	書類、面接、学力検査
【部活動等】	書類、面接、学力検査
【やすぎ追求型】	書類、面接、プレゼンテーション、学力検査

・学力検査は教育委員会が作成したもの。

検査時間：60分

教科：国語、数学、英語（各教科の時間配分は定めない）

配点：各教科20点満点

・プレゼンテーションは面接と同時に行う。

G 選抜検査日時及び場所等

(1) 日時 令和8年1月21日（水）

受付 8：30～ 8：50

諸注意 9：00～ 9：05

学力検査 9：20～10：20

面接・プレゼンテーション 10：30～

(2) 場所 安来高等学校

(3) 欠席者は、中学校等の校長を通じその理由を付して当日8時50分までに届け出ること。

（様式第17号に準ずる。緊急の場合は口頭または電話で連絡し、後日正式に届け出ること。）

H 学力検査受検上の注意（総合選抜）

- (1) 受検生が準備すべきもの
ア. 受検票 イ. 鉛筆又はシャープペンシル（和歌・格言等が印刷されていないもの。）
ウ. 消しゴム エ. コンパス オ. 定規（三角定規もよい。ただし、分度器兼用のものは除く。）
カ. 上履き
- (2) 検査開始時刻5分前に、定められた検査室に入って着席し、監督者の指示に従うこと。
- (3) 机上には、上記(1)のア～オ以外のものは置かないこと。ただし、体調が悪く、ハンカチ、ティッシュペーパーを使いたいときには、事前に受付教員又は監督者に許可を得てから置くこと。なお、その際は、文字等の印刷されていないものに限る。
- (4) マスク及び防寒着を着用する場合は、文字等の印刷されていないものを着用すること。
- (5) 検査開始の「始め」の合図があるまでは、問題用紙及び解答用紙を開かないこと。「始め」の合図があったら、まず解答用紙に検査場名、受検番号を書くこと。
- (6) 受検生の間で、用具の貸し借りをしないこと。
- (7) 下敷き、分度器は持ち込まないこと。
- (8) 検査実施中はいっさい私語をしないこと。
- (9) 質問があるときは、手をあげて合図し、監督者に小声で質問すること。
- (10) 検査実施中に、トイレに行きたくなったときなどは、手をあげて合図し、監督者の指示に従うこと。
- (11) 検査開始から 55 分後に、終了5分前を知らせる合図があるので、答案を整理するうえの参考とすること。
- (12) 検査時間が終了したら、監督者の指示によって、解答用紙を机の上に裏返しにして退室すること。なお、問題用紙は机の上に置いたまま退室すること。
- (13) 検査の途中で答案ができあがった者も、その時間が終了するまでは、退室しないこと。
- (14) 検査室内には時計がないので、計時機能だけの時計については検査室内に携帯できる。また、机上に置いてよい。ただし、辞書・電卓・情報端末等の機能があるものやそれらの機能の有無が判別しづらいもの、秒針音のするもの、キッチンタイマー及び大型のものは不可とする。

I 選抜において重視する点

- (1) 志望動機が明確で、本校の教育内容を理解していること。
- (2) 本校の学習活動に必要な基礎学力を身につけていること。
- (3) 学業や諸活動において主体的に取り組んだ実績や、入学後の学習意欲および活動意欲を有すること。
- (4) 社会や学校のルールに則り、他者と協働するために対話しようとする態度を有すること。

J 選抜における評価の観点

面 接	・志望動機が明確で、本校の教育内容に適しているか。 ・学業や諸活動に対して主体的に取り組む姿勢があるか。 ・場にふさわしい態度や言葉遣いで、質問に的確に答えようとする姿勢があるか。
プレゼンテーション	・目的意識をもって主体的に取り組む姿勢があるか。 ・論理的にわかりやすく伝えることができるか。

K 合格内定通知

- (1) 合格内定の有無について、中学校等の校長へ合格内定状況一覧表（様式第22号）により通知する。
また、合格内定者へは、出身中学校等の校長を通じて合格内定通知書（様式第23号）により通知する。
なお、インターネット出願システムによっても確認できる。
以上の通知は、令和8年1月29日(木)10時以降に行う。
また、合格発表は、令和8年3月13日(金)10時とする。
- (2) 可否に関する電話での問い合わせには一切応じない。

L 入学の意思表示

合格内定者は、合格内定通知後直ちに所定の用紙（合格内定通知とともに出身中学校等の校長を通じて配付する確約書）を令和8年2月6日(金)12時までに提出すること。提出しない場合は、合格内定を取り消すことがある。

M そ の 他

合格内定とならなかった場合は、改めて公立高等学校に出願することができる。その場合は島根県教育委員会HPにある令和8年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱を参照する。

4 **スポーツ推進指定校入学者選抜（スポーツ特別選抜）**

指定競技の部活動の活性化を図るとともに、優秀な選手を育成し競技力を向上させ、また県内におけるスポーツ活動を活性化して生涯スポーツの発展を図るため実施する。

A 指定競技（4競技）及び募集人員

・バレーボール 男子 ・バレーボール 女子 ・フェンシング 男子 ・フェンシング 女子
4競技の合計を12名以内とする。（本校の入学定員160名に含まれる。）

B 出 願 資 格

原則として、令和8年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者で、かつ、次の（i）から（vi）に該当する者とする。

- （i）本校を志望する動機や理由が明確で適切であること。
- （ii）本校に適性、興味及び関心を有すること。
- （iii）スポーツの各種大会で実績を有する又は部活動等で優れた資質や能力を有すること。
- （iv）合格内定した場合、入学の意思が確実であること。
- （v）入学後も応募したスポーツの継続的な活動を希望すること。
- （vi）次の（1）～（3）の全てに該当する者
 - （1）基本的な生活習慣が確立している者
 - （2）基本的な学習習慣と学力が身についている者
 - （3）応募した本校の部活動の活動内容及び活動方針を理解し、その方針の下で活動を継続することができる者

C 出願について

(1) 出願手続

ア 志願者は、次に掲げるものを、卒業する見込み又は修了する見込みの中学校等の校長を経由して、所定の出願期間内に安来高等学校長に提出する。

提出する書類等	提出方法	備考
入学願書 (様式第1号の2)	インターネット 出願システム	必要な情報の登録を持って提出とする。
顔写真		無帽・無背景・正面、縦4：横3の比率で志願者本人を鮮明に識別できるものとする。なお、6か月以内に撮影したものとし、デジタル加工は一切加えないこと。(白黒・カラー写真の別は問わない。)
志望理由書 (様式第5号又は様式第5号の2)		様式第5号又は様式第5号の2により作成し、アップロードする。
スポーツ活動実績証明書(様式第6号)及び添付書類	中学校等の校長を経由して、郵送又は持ち込み	様式第6号により作成し、添付書類と併せて提出
その他志願者が出願にあたって必要な書類		・島根県公立高等学校入学志願承認願(様式第9号)及び添付書類(保護者が県外に居住する場合又は出身中学校等が県外の場合。)・自己申告書(様式第14号) 等

イ 中学校等の校長は、次に掲げるものを、所定の出願期間内に安来高等学校長に提出する。

提出する書類等	提出方法	備考
個人調査報告書 (様式第2号)	インターネット 出願システム	必要な情報の登録を持って提出とする。
学習成績・特別活動の記録等概要表 (様式第3号)		・中学校等1校につき1部を様式第3号により作成し、アップロードする。 ・総合選抜又はスポーツ特別選抜のいずれかで提出すればよい。
公立高等学校入学者選拔出願者名簿 (様式第4号)		・中学校等1校につき1部を様式第4号により作成し、アップロードする。 ・選抜の種類ごとに作成する。
スポーツ活動実績証明書(様式第6号)及び添付書類	中学校等の校長を経由して、郵送又は持ち込み	志願者から提出のあった書類等を取りまとめて提出する。
その他志願者が出願にあたって必要な書類		・島根県公立高等学校入学志願承認願(様式第9号)及び添付書類・自己申告書(様式第14号) 等

ウ 志願者は、インターネット出願システムを通じて、受検料2,200円を納付する。

(2) 出願及び関係書類提出期間

ア インターネット出願システムにより提出する書類

令和8年1月7日(水) 0時(午前0時) から1月9日(金)17時までとする。

イ アによらない書類

令和8年1月7日(水)から1月9日(金)17時までとする。

持込みの場合：3日間とも9時から17時まで

郵送の場合：1月9日(金)17時以降に届いたものについては、1月8日(木)までの消印があるものに限り受け付ける。

(3) その他

ア いったん受理した入学願書、添付書類等及び受検料は返還しない。

イ 総合選抜とスポーツ特別選抜は同時に出願することはできない。

ウ 必要な書類を郵送により送付・提出する場合は、原則として簡易書留とする。また、封筒の表に「入学者選抜関係書類在中」と朱書する。

D 保護者が県外に居住する場合の出願

保護者が県外に居住し、下のア、イに該当する場合は、島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第 9 号）に次の書類を添付して、入学願書とともに、出身中学校等の校長を経由して安来高等学校長に提出すること。

ア 保護者の転勤等による一家転住等、正当と認められる理由のある場合

（i）保護者の転勤などによる転住の場合

①保護者の所属長の証明書又は事情を証明するに足る資料

②島根県内の居住地がわかる資料

（ii）保護者が既に県内に居住している場合

①保護者の住民票

イ 県内に居住している確かな身元引受人のある場合

（i）志願者の親族の場合

①身元引受人の承諾証明書（様式自由）

②志願者又は保護者と身元引受人との関係を示す民生児童委員の証明又はその他それを証明する書類（いずれも、様式自由）

③身元引受人の住民票

（ii）親族以外で安来高等学校長が認めた場合

※ 安来高等学校までお問い合わせください。

E 受検票の交付

出願者は次の期間に、各自でインターネット出願システムから受検票を印刷し、検査当日に持参する。

受検票交付期間：令和 8 年 1 月 16 日(金)から 1 月 20 日(火)

F 選 抜 方 法

書類、面接、プレゼンテーション

※ プレゼンテーションは面接と同時に行う。

G 選抜検査日時及び場所等

(1) 日 時 令和 8 年 1 月 21 日（水）

受 付 8：30～8：50

諸注意 9：00～9：05

面接・プレゼンテーション 9：10～

(2) 場 所 安来高等学校

(3) 欠席者は、中学校等の校長を通じその理由を付して当日 8 時 50 分までに届け出ること。

（様式第 17 号に準ずる。緊急の場合は口頭または電話で連絡し、後日正式に届け出ること。）

H 選抜において重視する点

(1) 志望動機が明確で、本校の教育内容を理解していること。

(2) 本校の学習活動に必要な基礎学力を身につけていること。

(3) 本校の部活動について理解し、主体的に活動をする姿勢を有すること。

(4) 社会や学校のルールに則り、他者と協働するために対話しようとする態度を有すること。

I 選抜における評価の観点

面 接	・志望動機が明確で、本校の教育内容に適しているか。 ・学業及び部活動に主体的に取り組む姿勢があるか。 ・場にふさわしい態度や言葉遣いで、質問に的確に答えようとする姿勢があるか。
プレゼンテーション	・本校の部活動を理解したうえで、活動への意欲と展望をもっているか。 ・論理的にわかりやすく伝えることができるか。

J 合格内定通知

- (1) 合格内定の有無について、中学校等の校長へ合格内定状況一覧表（様式第22号）により通知する。
また、合格内定者へは、出身中学校等の校長を通じて合格内定通知書（様式第23号）により通知する。
なお、インターネット出願システムによっても確認できる。
以上の通知は、令和8年1月29日(木)10時以降に行う。
また、合格発表は、令和8年3月13日(金)10時とする。
- (2) 合否に関する電話での問い合わせには一切応じない。

K 入学の意思表示

合格内定者は、合格内定通知後直ちに所定の用紙（合格内定通知とともに出身中学校等の校長を通じて配付する確約書）を令和8年2月6日(金)12時までに提出すること。提出しない場合は、合格内定を取り消すことがある。

L そ の 他

- (1) 必要に応じて賞状の写し等の補助資料の提出を求めることがある。
- (2) 合格内定とならなかった場合は、改めて公立高等学校に出願することができる。その場合は島根県教育委員会HPにある令和8年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱を参照する。

5 一般入学者選抜（一般選抜）

A 募 集 定 員

入学定員160名から総合選抜・スポーツ特別選抜の合格内定者数を除いた数

B 出 願 資 格

次の(1)から(3)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校若しくは、これに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- (2) 令和8年3月中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則第95条の規定に該当する者

C 出願について

(1) 出願手続

ア 志願者は、次に掲げるものを、卒業する見込み又は修了する見込みの中学校等の校長を経由して、所定の出願期間内に安来高等学校長に提出する。

提出する書類等	提出方法	備考
入学願書 (様式第1号の2)	インターネット 出願システム	必要な情報の登録を持って提出とする。
顔写真		無帽・無背景・正面、縦4：横3の比率で志願者本人を鮮明に識別できるものとする。なお、6か月以内に撮影したものとし、デジタル加工は一切加えないこと。(白黒・カラー写真の別は問わない。)
その他志願者が出願にあたって必要な書類	中学校等の校長を経由して、郵送又は持ち込み	・島根県公立高等学校入学志願承認願(様式第9号)及び添付書類(保護者が県外に居住する場合又は出身中学校等が県外の場合。)・自己申告書(様式第14号) 等

イ 中学校等の校長は、次に掲げるものを、所定の出願期間内に安来高等学校長に提出する。

提出する書類等	提出方法	備考
個人調査報告書 (様式第2号)	インターネット 出願システム	必要な情報の登録を持って提出とする。
学習成績・特別活動の記録等概要表 (様式第3号)		・中学校等1校につき1部を様式第3号により作成し、アップロードする。 ・総合選抜又はスポーツ特別選抜のいずれかで提出すればよい。
公立高等学校入学者選拔出願者名簿 (様式第4号)		・中学校等1校につき1部を様式第4号により作成し、アップロードする。 ・選抜区分ごとに作成する。
その他志願者が出願にあたって必要な書類	中学校等の校長を経由して、郵送又は持ち込み	志願者から提出のあった書類等を取りまとめて提出する。 ・島根県公立高等学校入学志願承認願(様式第9号)及び添付書類・自己申告書(様式第14号) 等

ウ 志願者は、インターネット出願システムを通じて、受検料2,200円を納付する。

特色選抜で合格内定とならなかった場合は、改めて出願することができる。その場合、インターネット出願システムを通じて入学検定料800円のみを納付する。

(2) 出願及び関係書類提出期間

ア インターネット出願システムにより提出する書類

令和8年2月2日(月) 0時(午前0時) から2月5日(木)12時までとする。

イ アによらない書類

令和8年2月2日(月)から2月5日(木)12時までとする。

持込みの場合：2月2日(月)、2月3日(火)、2月4日(水)は9時から17時まで
2月5日(木)は9時から12時まで

郵送の場合：2月5日(木)12時以降に届いたものについては、2月4日(水)までの消印があるものに限り受け付ける。

(3) その他

ア いったん受理した入学願書、添付書類等及び受検料は返還しない。

イ 必要な書類を郵送により送付・提出する場合は、原則として **簡易書留**とする。また、封筒の表に「**入学者選抜関係書類在中**」と**朱書**する。

ウ 志願変更については島根県教育委員会HPにある令和8年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要項を参照すること。

D 保護者が県外に居住する場合の出願

保護者が県外に居住し、下記のア、イに該当する場合は、島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第9号）に次の書類を添付して、入学願書とともに、出身中学校等の校長を経由して安来高等学校長に提出すること。

ア 保護者の転勤等による一家転住等、正当と認められる理由のある場合

（i）保護者の転勤などによる転住の場合

- ① 保護者の所属長の証明書又は事情を証明するに足る資料
- ② 島根県内の居住地がわかる資料

（ii）保護者が既に県内に居住している場合

- ① 保護者の住民票

イ 県内に居住している確かな身元引受人のある場合

（i）志願者の親族の場合

- ① 身元引受人の承諾証明書（様式自由）
- ② 志願者又は保護者と身元引受人との関係を示す民生児童委員の証明又はその他それを証明する書類（いずれも、様式自由）
- ③ 身元引受人の住民票

（ii）親族以外で安来高等学校長が認めた場合

※ 安来高等学校までお問い合わせください。

E 受検票の交付

出願者は次の期間に、各自でインターネット出願システムから受検票を印刷し、検査当日に持参する。

受検票交付期間：令和8年2月19日(木)から2月25日(水)

F 特別入学志願許可の取扱い

県外居住者で、保護者の転勤又は転住によって、本県の公立高等学校へ出願期限を過ぎて出願するときは、島根県教育委員会に願い出、公立高等学校特別入学志願許可書（様式第11号）によって許可を受けた者に限り出願することができる。その場合には公立高等学校特別入学志願許可書を提出しなければならない。

2月9日(月)から2月16日(月)17時までに提出すること。

G 学力検査実施期日及び教科

(1) 期 日 令和8年3月4日(水)

(2) 時間配当

8:30	～	8:50	受付	〔控室(教室)で受付するので 生徒昇降口から入場すること。〕
8:50	～	9:15	諸注意	
9:20	～	10:10	国語	(50分)
10:30	～	11:20	数学	(50分)
11:40	～	12:30	社会	(50分)
			昼食	
13:20	～	14:10	英語	(50分)
14:30	～	15:20	理科	(50分)

(3) 欠席者は、中学校等の校長を通じその理由を付して当日8時50分までに辞退届を提出すること。
(様式第17号に準ずる。緊急の場合は口頭または電話で連絡し、後日正式に届け出ること。)

H 追検査

(1) 受検資格

一般入学者選抜検査当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず欠席した者のうち、次の(ア)、(イ)のいずれかに該当し、追検査の受検を希望する者。ただし、学力検査の一部でも受検した者は除く。

(ア) 学校保健安全法施行規則第18条において、学校において予防すべき感染症に指定されている疾病の罹患者

(イ) 本検査当日の災害、不慮の事故等やむを得ない理由により本検査を受検できなくなった者

(2) 出願手続

(ア) 追検査の出願資格に該当し(該当する可能性があり)追検査受検を希望する者は、中学校等の校長に申し出る。校長は、ただちに本校及び県教育委員会へ電話で連絡する。

(イ) 出身中学校等の校長を経由して、以下のものを3月5日(木)10時までに本校校長に提出する。

- ・学力検査「追検査」受検願(様式18号) 1部
- ・証明書類(検査当日の医師の診断書等) 1部
- ・追検査受検者名簿(様式第19号) 3部(中学校作成)

(3) 実施期日及び検査内容

令和8年3月10日(火)の1日のみとし、学力検査の実施教科、実施順序及び検査時間は本検査と同じとする。

(4) 学力検査場

追検査の学力検査場は、島根県教育委員会が定める。

(5) 選抜方法

本検査の受検者と合わせ、選抜要領に従って選抜する。

(6) その他

(ア) 追検査の受検料は徴収しない。

(イ) 追検査受検者は、本検査時に交付された受検票を受検会場に持参する。

(ウ) 「追検査受検者が準備すべき用具及び受検上の諸注意」、「学力検査実施上の留意事項」は本検査に準ずる。

(エ) その他詳細については、別途通知する。

I 学力検査受検上の注意（一般選抜）

- (1) 受検者が準備すべきもの。
ア. 受検票 イ. 鉛筆又はシャープペンシル（和歌・格言等が印刷されていないもの。）
ウ. 消しゴム エ. コンパス オ. 定規（三角定規もよい。ただし、分度器兼用のものは除く。）
カ. 上履き キ. 弁当
なお、携帯電話その他の通信機器の各学力検査会場への持ち込みは禁止する。
- (2) 各教科の検査開始時刻5分前に、定められた検査室に入って着席し、監督者の指示に従うこと。
- (3) 机上には、上記(1)のア～オ以外のものは置かないこと。ただし、体調が悪く、ハンカチ、ティッシュペーパーを使いたいときには、事前に受付教員又は監督者に許可を得てから置くこと。なお、その際は、文字等の印刷されていないものに限る。
- (4) マスク及び防寒着を着用する場合は、文字等の印刷されていないものを着用すること。
- (5) 検査開始の「始め」の合図があるまでは、問題用紙及び解答用紙を開かないこと。「始め」の合図があったら、まず解答用紙に検査場名、受検番号を書くこと。
- (6) 受検生の間で、用具の貸し借りをしないこと。
- (7) 下敷き、分度器は持ち込まないこと。
- (8) 検査実施中はいっさい私語をしないこと。
- (9) 質問があるときは、手をあげて合図し、監督者に小声で質問すること。
- (10) 検査実施中に、トイレに行きたくなくなったときなどは、手をあげて合図し、監督者の指示に従うこと。
- (11) 各教科の検査開始から45分後に、終了5分前を知らせる合図があるので、答案を整理するうえの参考とすること。
- (12) その教科の検査時間が終了したら、監督者の指示によって、解答用紙を机の上に裏返しにして退室すること。なお、問題用紙は各自が持ち帰ること。
- (13) 検査の途中で答案ができあがった者も、その時間が終了するまでは、退室しないこと。
- (14) 英語科で一部放送による問題を実施する。難聴の受検生は特別措置願を提出したうえで、補聴器を使用することができる。
- (15) 検査室内には時計がないので、計時機能だけの時計については検査室内に携行できる。また、机上に置いてよい。ただし、辞書・電卓・情報端末等の機能があるものやそれらの機能の有無が判別しづらいもの、秒針音のするもの、キッチンタイマー及び大型のものは不可とする。

J 選抜方法及び選抜において重視する点

個人調査報告書と学力検査の比率は50：50とし、以下の点を選抜において重視する。

- (1) 本校での学習活動に必要な基礎学力を身につけていること。
- (2) 中学校等における学習活動に十分に取り組んでいること。

K 合格発表

- (1) 合格発表は令和8年3月13日(金)10時とする。合格者へは、出身中学校等の校長を通じて合格通知書（様式第24号）により通知する。また、当日島根県教育委員会管理サイトにおいても発表する。
なお、インターネット出願システムによっても確認できる。
- (2) 可否に関する電話での問い合わせには一切応じない。

L 入学の意思表示

合格者は、合格発表後直ちに所定の用紙（合格通知とともに出身中学校等の校長を通じて配付する入学請書）を提出し、入学の意思表示をすること。

令和8年3月25日(水)までに意思表示のない場合は志望を取り消したものとして処理することがある。ただし、遠隔地のために期限までに提出できない場合はその旨を電話で連絡すること。

6 第2次募集入学者選抜（第2次募集）

A 募 集 人 員

令和8年3月13日(金)の合格発表の時点での、入学定員の欠員数を募集人員とする。

B 出 願

島根県教育委員会HPの令和8年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要項を参照。

C 選抜方法

書類（個人調査報告書）及び一般選抜学力検査の結果による総合評価。

D 配 点

書類 50 点、一般選抜学力検査 50 点（素点×0.2、小数点以下切り上げ） 合計 100 点。

E 合格発表

令和8年3月24日(火)15時に島根県教育委員会管理サイト及びインターネット出願システムにより発表する。

F 入学の意思表示

合格者は、合格発表後直ちに所定の用紙（合格通知とともに出身中学校等の校長を通じて配付する入学請書）を提出し、入学の意思表示をすること。

令和8年3月25日(水)に意思表示のない場合は合格を取り消すことがある。ただし、遠隔地のために期限に提出できない場合はその旨を電話で連絡すること。

7 そ の 他

- (1) 令和8年3月25日(水)に教育課程等の説明および教科書、その他の販売を本校において実施する。
保護者とともに参加すること。当日必要な納入金はおよそ15万円である。
- (2) 合格発表後でも修業上著しく不適当と認められる者、または提出書類に虚偽の記載のあった者に対しては合格を取り消すことがある。
- (3) 受検者は、本人の入学者選抜学力検査の結果について、令和8年4月1日(水)から4月30日(木)までの期間に提供の申し出を行うことができる。なお、その際には受検票が必要である。
- (4) 必要な様式は島根県教育委員会HPよりダウンロードして使用できる。

島 根 県 立 安 来 高 等 学 校

〒 692-0031 島根県安来市佐久保町 115 番地

電話 (0854) 2 2 - 2 8 4 0

FAX (0854) 2 2 - 3 6 1 2

<https://www.yasugi-hs.ed.jp>